

# ～ 広島県からのお知らせ～

建築物の所有者・管理者の皆様へ

定期報告についてのお知らせです！

令和6年4月1日から安芸高田市内の

特定建築物等の定期報告の提出窓口が、

西部建設事務所から北部建設事務所に変わります。

名称	所管区域	
	R6.3.31 まで	R6.4.1 以降
広島県西部建設事務所 建築課 082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、 安芸高田市、 府中町、海田町、熊野町、 坂町、安芸太田町、 北広島町、大崎上島町	竹原市、大竹市、江田島市、  府中町、海田町、熊野町、 坂町、安芸太田町、 北広島町、大崎上島町
広島県北部建設事務所 建築課 0824-63-5209	三次市、庄原市	三次市、庄原市、 安芸高田市

【定期報告】オンライン申請、始まっています！



～ 詳しくは裏面へ！～

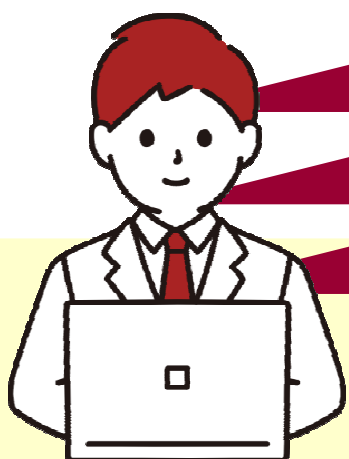


広島県 【お問合せ】土木建築局建築課 建築安全担当 ☎082-513-4133

～ 広島県からのお知らせ ～

建築物の所有者・管理者の皆様へ

令和5年3月から  
特定建築物等の定期報告が  
オンラインで可能となりました！



24時間提出可能

窓口への来庁不要

様式の印刷不要

提出方法など詳細はHPをご覧ください

建築物 定期報告 検索



【広島県が所管する以下の市町が対象です】

竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、  
海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町



【お問合せ】土木建築局建築課 建築安全担当 ☎082-513-4133